

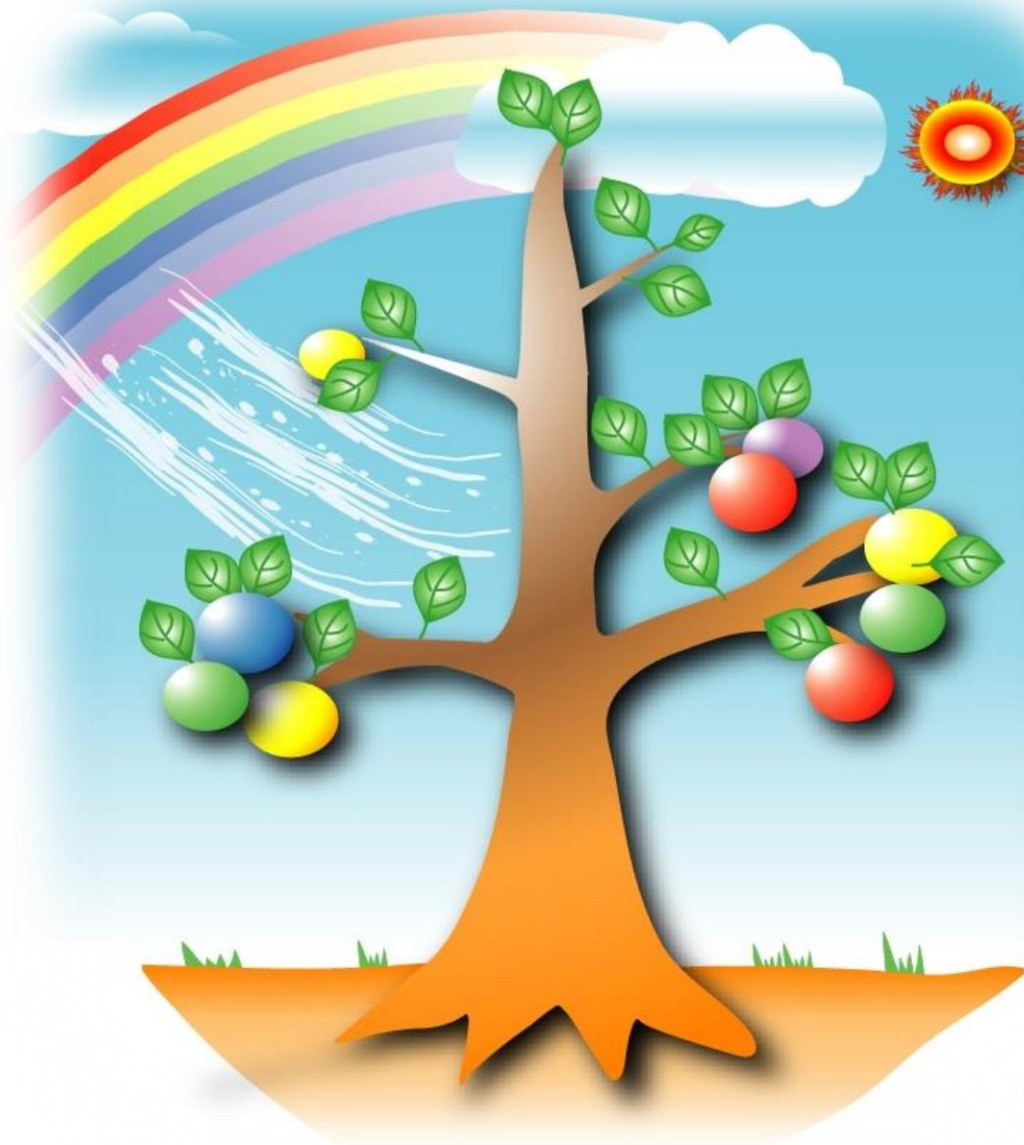
しゃかいふくしほうじん  
社会福祉法人

たまなししゃかいふくしきょうぎかい  
玉名市社会福祉協議会

せいねんこうけん

# たまな成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分なため  
ご自身で契約や財産の管理などを行うことが困難になった方の権利を守り、  
住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようお手伝いします。



# 成年後見制度

## 成年後見制度ってどんな制度ですか？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような場合に本人の権利を守る支援者（成年後見人等）を選び、判断能力の不十分な方々を保護・支援するのが成年後見制度です。



ばあい せいねんこうけんせいどりよう  
このような場合、**成年後見制度利用をおすすめします。**

## じれい 事例

### 認知症の方の事例

- 認知症があるAさんは、銀行でのATMの操作もできなくなってしまいました。姪がAさんに頼まれて窓口で手続きをしようとしたが「本人以外は手続きできない」と言われ、断られました。
- 認知症があるBさんは、自宅での生活が困難になったため、担当のケアマネージャーが施設入所をすすめていました。施設入所には契約が必要ですが、Bさんは契約を理解できません。

銀行の手続きが  
できない！

契約が理解でき  
ない！

### 知的障がいの方の事例

- 知的障がいがあるCさんは、両親と暮らしていましたが、父親は数年前に他界。母親も高齢になり、Cさんの金銭管理や契約を代理するなどの支援が困難になってきました。
- 知的障がいがあるDさんは、夫が急死し相続手続きが必要になりましたが、自分一人では手続きができませんでした。

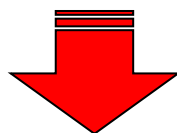
頼れる親族がい  
ない！

相続手続きがで  
きない！

### 精神障がいの方の事例

- 精神障がいがあるEさんは、高額な布団の購入を強引にすすめられ契約してしまい、たびたび訪問販売の被害に遭っていました。

消費者トラブル  
が怖い！



このような場合に、成年後見制度を利用することで本人の権利を守り法律的に保護・支援することができます。

# 成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で物事を判断する能力が不十分な方を保護し、権利を守る支援者（「成年後見人」等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、次のような種類があります。

● **判断能力が不十分になる前** →

にんいこうけんせいど  
**任意後見制度**

将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、自分で「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

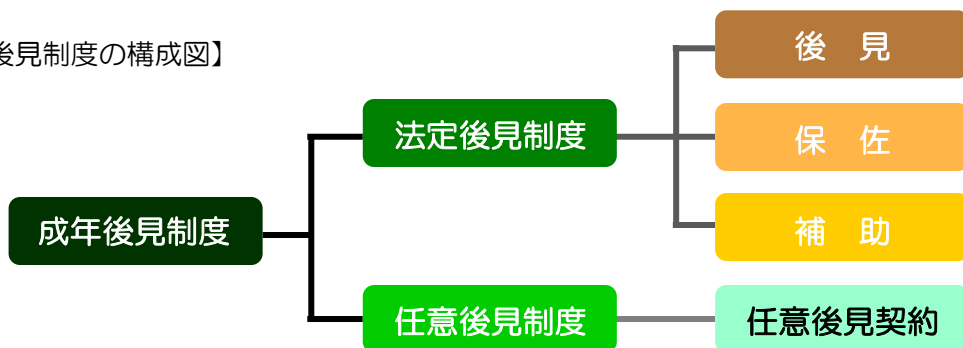
● **判断能力が不十分になってから** →

ほうていこうけんせいど  
**法定後見制度**

すでに判断能力が不十分になっている認知症の方、知的障害がい者、精神障がい者等のための制度です。

本人の判断能力に応じて**後見・保佐・補助**の3つの類型に分けられます。

【成年後見制度の構成図】



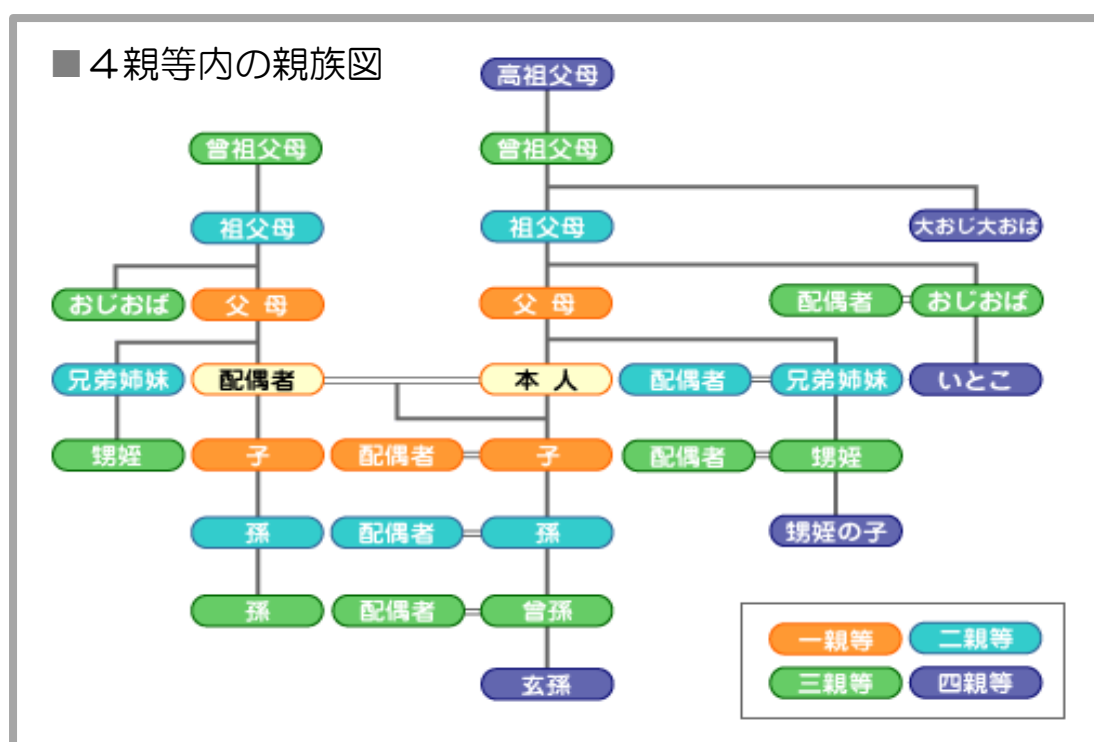
	法定後見制度	任意後見制度
対象	現在、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより <b>判断能力が不十分な方。</b>	<b>判断能力が十分ある方。</b> （例：老後や将来の設計が出来る等）
手続き	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長などが <b>家庭裁判所</b> に申立てを行う。	本人が <b>公証役場</b> で公正証書を作成する。
後見人	<b>法定後見人は、家庭裁判所が決定する。</b> （申立人は、法定後見人候補者の希望を出すことができる）	<b>任意後見人候補者は、本人が決める。</b> （本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されてから、任意後見人の業務が開始。）
内容	判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に区分され、これに応じて業務や権限の範囲も違う。	任意後見契約時に本人が公正証書に定めた内容を行う。
監督	原則、 <b>家庭裁判所の監督を受ける。</b> 法定後見人は定期的に家庭裁判所に後見業務内容の報告を行う。	定期的に、家庭裁判所が選任した <b>任意後見監督人の監督を受ける。</b>



## ● 法定後見制度の3つの類型

		こう けん 後 見	ほ さ 保 佐	ほ じょ 補 助
対象となる方		判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
申立ての際の本人の同意		不 要	不 要	必 要
支援する人の名称		成年後見人	保 佐 人	補 助 人
監督する人の名称		成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
成年後見人の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	—
	申立てによらず与えられる権限	—	特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） 特定の法律行為（※3）についての代理権	特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） 特定の法律行為（※3）についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	同 左	—

- ※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
- ※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人はこの同意がない本人の行為を取り消すことができます。
- ※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。



# 成年後見人等の具体的な職務内容

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって本人を保護・支援します。

## 1. 財産管理

### 《成年後見人等ができること》

- 預貯金通帳、印鑑の管理
- 収支の管理（預貯金の管理、年金・給料の受取り、公共料金・税金の支払いなど）
- 不動産の管理、処分
- 遺産分割
- 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取消しなど

### 《成年後見人等ができないこと》

- 利殖等を目的とした資産運用
- 財産の贈与
- 親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いといった本人の利益にならない費用の支払い
- 本人の利益にならない債務保証、財産放棄
- 日用品の購入など、日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使など

### ★成年後見人等として注意すべきこと★

- 居住用不動産を処分する場合（売却、賃貸借契約の解除など）は、家庭裁判所の許可が必要です。
- 成年後見人等と本人の利益が相反する場合には、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要です。

## 2. 身上監護

### 《成年後見人等ができること》

- 日常生活の見守り
- 本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
- 健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い
- 福祉施設への入退所に関する契約の締結、費用の支払い
- 介護保険制度等のサービス利用契約、サービス内容の確認、見守りなど

### 《成年後見人等ができないこと》

- 買い物や通院同行、食事や旅行に連れて行くなどの事実行為
- 医療行為に対する決定及び同意
- 入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人
- 健康診断の受診・入院や施設への入所、介護、リハビリ等を本人の意思に反して強制的に行うこと
- 遺言、養子縁組、子どもの認知、結婚、離婚などの行為
- 居住する場所の指定（居所指定権）
- 本人の死後事務（葬儀・火埋葬・相続）など

## 3. 家庭裁判所への報告

成年後見人等は、家庭裁判所に財産管理及び身上監護の状況を報告する義務があります。

**ご注意！！** 成年後見人等は本人の財産を適切に管理しなければなりません。

- 成年後見人等は報酬付与の申立てを家庭裁判所にすることができますが、許可なしに本人の財産から報酬を受け取ることは認められていません。
- 成年後見人等が本人の財産を不適切に管理した場合、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

## ～ 成年後見人等はどんな人？ ～

親族、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人 など。

ご本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、最も適任だと思われる方を**家庭裁判所が選任します**。

本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や福祉関係の公益法人、その他の法人が選ばれる場合があります。複数選ばれる場合もあります。



## せいねんこうけんにんとう にんき 成年後見人等の任期

通常、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻したり、亡くなるまで成年後見人等として責任を負うこととなります。申立てのきっかけとなった当初の目的（例えば、保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わりというものではありません。

成年後見人等を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となり、それも正当な事由がある場合に限られます。

## せいねんこうけんにんとう たい ほうしゅう 成年後見人等に対する報酬

成年後見人等は、定期的に家庭裁判所に報酬付与の申立てを行い、財産目録（通帳のコピー・現金出納帳などの添付）やその期間の報告書などを提出しなければなりません。

提出された書類などをもとに、ご本人の財産状況と成年後見人等の活動内容で家庭裁判所が審判として報酬額を定めます。

※ご本人の生活を脅かすほど（生活ができなくなったり苦しくなるほど）の報酬額を定められることはありません。



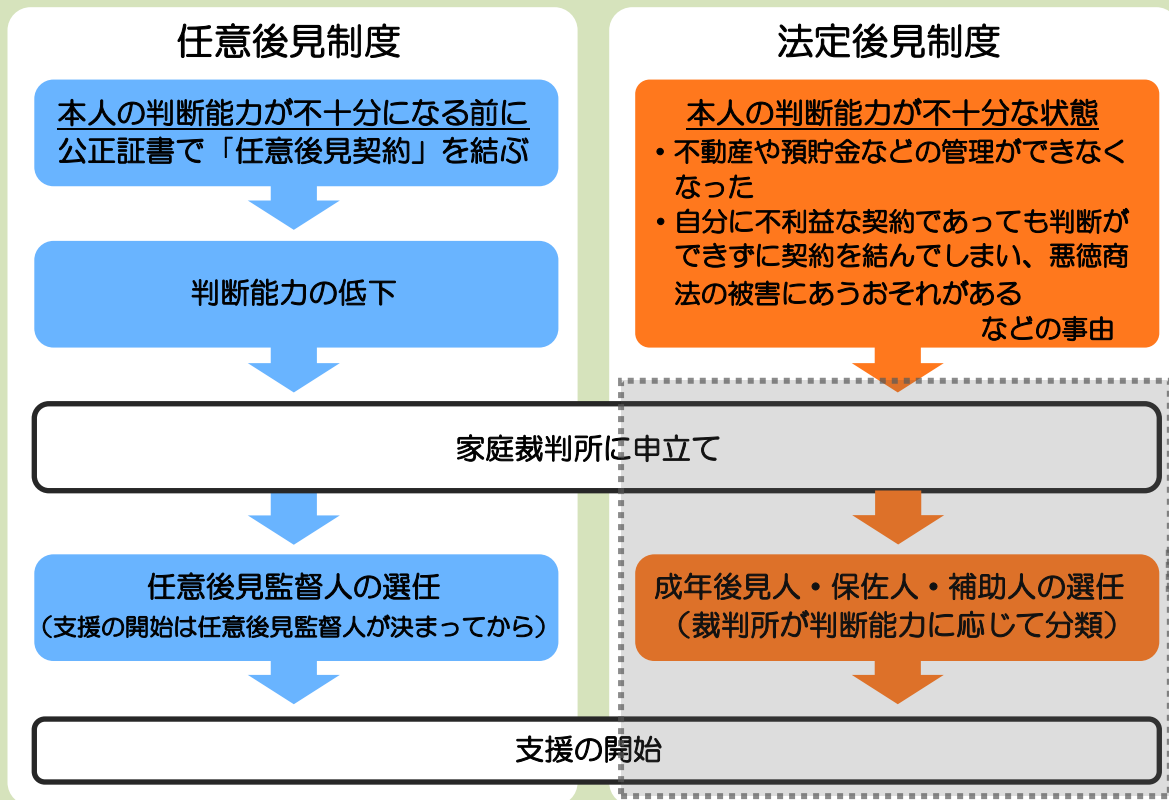
### 申立て前の確認事項

- 法定後見制度は**精神上の障がいがある方が対象**です。本人の障がいが身体的なものだけの場合、また単なる浪費などの場合は、制度の対象になりません。
- 手続きにはある程度の**時間がかかります**。（問題等がなければおおむね2～3か月）
- 法定後見人は、最終的に家庭裁判所がふさわしい人を選任するため、**申立人が希望する人が選任されるとは限りません**。
- 成年後見人等の責任は、**判断能力が回復するか、通常は本人が死亡するまで続きます**。申立てのきっかけとなった問題が解決した後も続きます。
- **いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げをすることができません**。

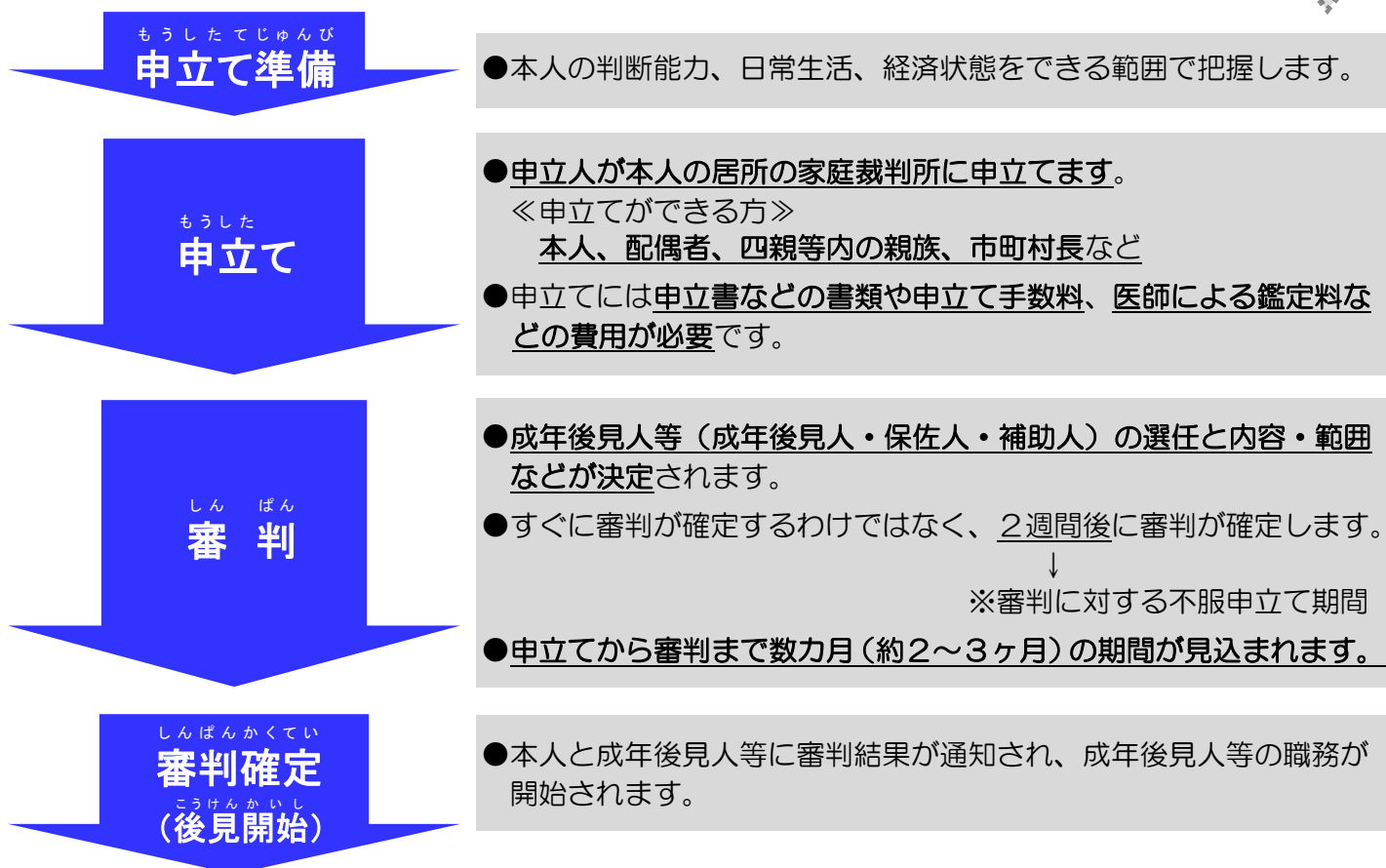
せいねんこうけんせいど いっぱんてき てつづ なが

# 成年後見制度の一般的な手続きの流れ

## ● 成年後見制度利用手続きの流れ



## ● 法定後見制度の申立て手続きの流れ





# 成年後見制度 Q & A

**Q** 成年後見制度を利用したいのですが、申立ての費用はどのくらいかかるのでしょうか？

**A** 法定後見開始の申立てに必要な費用について

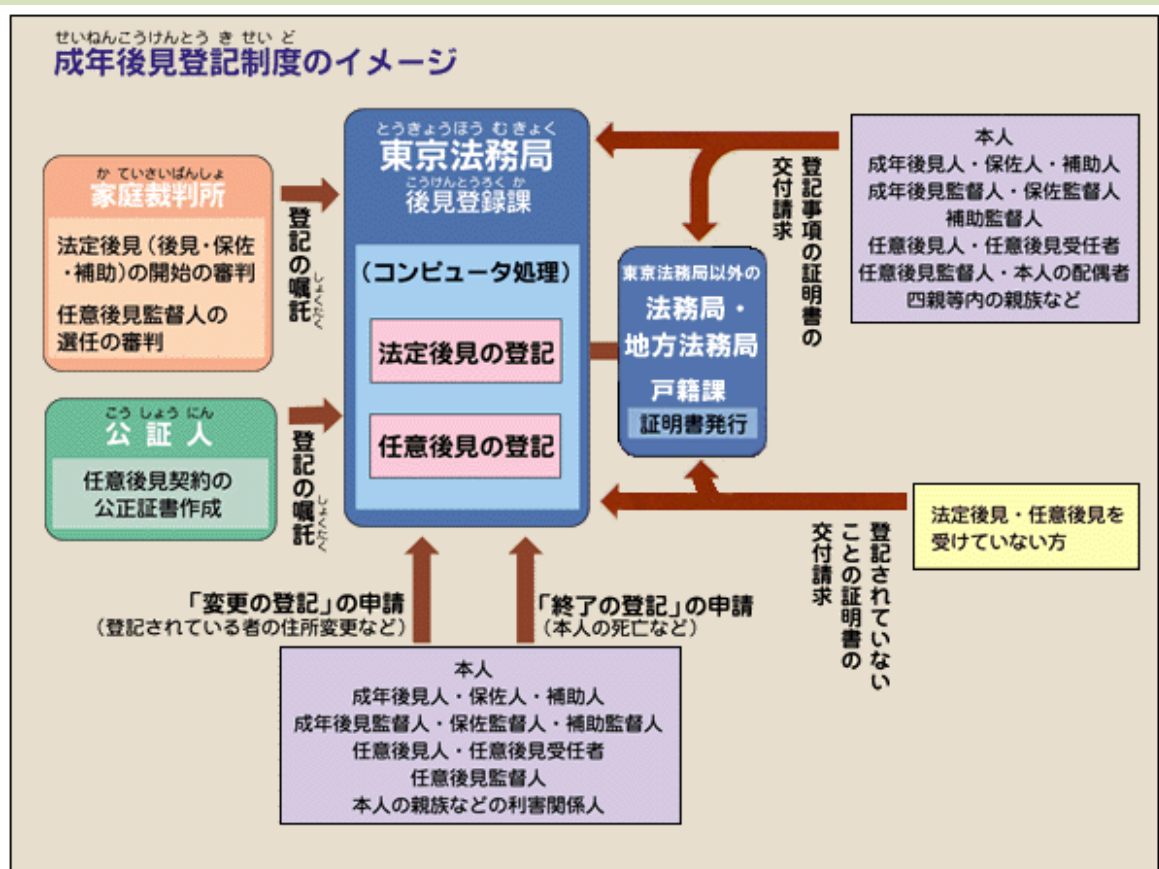
	後見	保佐	補助
申立手数料（収入印紙）	800円	800円（※1）	800円（※1）
登記手数料（収入印紙）	2,600円	2,600円	2,600円
その他	連絡用の郵便切手（※2）、鑑定料（※3）		

**【注意】原則として、申立費用は申立人の負担となります。**

- （※1）代理権、同意権の付与等の申立てをしなければならない場合は、申立てごとに別途、収入印紙800円が必要です。
- （※2）申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。
- （※3）本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を行う場合があります。その場合は鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、5万～10万円程度となっています。
- （※4）申立てをするには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書等の書類が必要ですが、これらを手に入れるための費用も別途かかります。

**Q** 成年後見登記制度とはどんな制度ですか？

**A** 成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピューター・システムによって登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を発行することによって登記情報を開示する制度です。



# 成年後見制度 Q & A

**Q** 成年後見制度には、どのようなメリット・デメリットがありますか？

**A** <<メリット>>

- 金銭管理や契約が滞りなくできる。
- 消費者被害を防ぐことができる。もし、被害に遭っても正当な手段で取り消せる。(取消権の権限が与えられている場合)

<<デメリット>>

- 必ずしも親族が成年後見人等になれるわけではありません。(本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて最も適任だと思われる方を家庭裁判所が選任します。)
- 本人(被後見人等)の財産を親族のために使うことはできません。(例えば、本人の預金を生活費や支払いにあてることはできなくなります。)
- 成年後見人等を外すのは簡単ではありません。「見込み違いだったのでやめたい」などと思われても家庭裁判所の許可が下りなければ成年後見人等を外すことはできません。
- 成年後見人、保佐人が選任されると、制度を利用された方の資格などの制限があります。(医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うこととなります。)

せいねんこうけん

## たまな成年後見センターでは…

たまな成年後見センターでは皆様からの相談、成年後見制度利用などに対してお手伝いします。

### ●相談(無料)

電話や窓口でセンター職員が相談をお受けします。

成年後見制度を利用するための手続きや申立てに関するアドバイスをを行います。

【相談時間】

月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00(土・日・祝日および年末年始はお休みになります)

### ●法定後見制度の受任

【受任対象者】

玉名市に住民登録があり、居住している方で、かつ次のいずれかに該当する方。

- ・生活保護者、生活困窮者
- ・親族による後見等が困難な方
- ・その他、特別の事由により本会の支援が必要と判断される方



お困りのときは、たまな成年後見センターへ  
ご相談下さい。

## 《 用語説明 》

(はんだんのうりょく)

### 【判断能力】

売買や贈与等をする際に、その行為が自分に有利なのか不利なのか、適正か不適正か等を考えるのに必要な精神能力。

しんぱん

### 【審判】

家庭裁判所が出す判断で裁判の一種。その内容が記載された書面を「審判書」という。

だいいけん

### 【代理権】

本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限。

とりけしけん

### 【取消権】

本人が後見人等の同意を得ないで重要な財産行為等を行った場合、後見人等がその行為を無効なものとし、原状に戻す権限。

※ただし、日用品の購入その他の日常生活に関する行為は取消権の対象から除外されています。

どういけん

### 【同意権】

本人が重要な財産行為等を行う際に、保佐人や補助人がその内容が本人に不利益でないかを検討して、問題がない場合に了承する権限。

じゅうよう ほうりつこうい みんぼうだい じょうだい こう

### 【重要な法律行為（民法第13条第1項）】

1. 元本を領収し、又は利用すること
2. 借財又は保証をすること
3. 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
4. 訴訟行為をすること
5. 贈与、和解又は仲裁合意をすること
6. 相続の承諾もしくは放棄又は遺産の分割をすること
7. 贈与の申し込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申し込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること
8. 新築、改築、増築又は大修繕をなすこと
9. 第602条(短期賃貸借)に定めたる期間を超える賃貸借を為すこと
  - ①樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借 十年
  - ②前号に掲げる賃貸借以外の土地の賃貸借 五年
  - ③建物の賃貸借 三年
  - ④動産の賃貸借 六箇月



しゃかいふくしほうじん たまなししゃかいふくしきょうぎかい  
社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会

せいねんこうけん  
たまな成年後見センター

〒865-0016

熊本県玉名市岩崎88-4（玉名市福祉センター内）

電話 0968-71-0080

FAX 0968-71-0081